

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂の概要について

今般、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画(平成28年2月9日)」に基づき、国際的に脅威となる感染症や感染症法等の改正に対応するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行った。改訂部分の概要(主なもの)は以下のとおり。

1. 国際的に脅威となる感染症への対応

【第1章】総則

国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議を経て閣議決定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画(平成28年2月9日)」に基づき、関係団体等と連携して見直しに係る調査・検討を行い、国際的に脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合の対応について、第1章総則の「1.5 国際的に脅威となる感染症について」を追記した。

2. 感染症法の改正関連

【参考1】紙おむつについて

感染症法の改正に伴い、使用後に排出される紙おむつの取扱いについての一覧表を更新した。更新部分の主なものは以下のとおり。

- (i) 感染症法の分類における二類に、「中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)」を追加した。
- (ii) 感染症法の分類における四類のうち、非感染性廃棄物として扱われるものに「ジカウイルス感染症」を追加した。

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成 28 年 2 月 9 日）」
（抜粋）

I. はじめに

先般のエボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大については、当事国の国民生活及び経済活動への甚大な影響のみならず、国際社会にも大きな衝撃と不安を与えたが、これと同様の国際的に脅威となる感染症は、今後も発生する可能性がある。

アラビア半島諸国を中心に発生が確認された中東呼吸器症候群(MERS)については、昨年 5 月、韓国で感染拡大が見られ、先進国において感染が拡大したことから、我が国としても自国の問題として、国内体制の更なる強化を図る必要性を再認識させるものとなった

IV. 各分野別施策について

4. 国内における感染症防止対策及び在外邦人の安全対策の強化

(2) 検疫所等関係機関の対処能力の向上及び国内で感染（疑いを含む）が確認された場合の対応の確保

7. 環境省において、医療機関等から排出される感染性廃棄物の処理マニュアルについて、関係団体等と連携して見直しに向けた調査・検討を行うとともに、同マニュアルに基づく感染性廃棄物の処理の徹底を図る。また、現状で把握されている課題等を踏まえた同マニュアルの改訂を平成 28 年度に行う。【環境省】